◇**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令**（政令第一九号）（厚生労働省）

1　製造販売の承認に係る品目について、不妊治療のために使用されることを目的としてその効能、効果、用法又は用量を変更しようとする場合において、当該変更に係る承認のための審査を受けようとする者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に納める手数料の額について、当分の間、特例を設けることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、令和三年八月一日から適用することとした。

政　令

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十七号

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の施行期日は、令和四年十二月一日とする。

農林水産大臣　金子原二郎

内閣総理大臣　岸田　文雄

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十八号

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令

内閣は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

1　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第七号及び第八号に掲げる事務（特定第一種水産動植物等取扱事業者であって、その主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が一の都道府県の区域内のみにあるもの（以下「地域特定第一種水産動植物等取扱事業者」という。）が行う特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業に係るものにあっては、法の目的を達成するため特に必要があると認める場合におけるものに限る。）については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第三条第一項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第二項の規定による通知（特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者であって、自らが採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもののうち、一の都道府県知事のみの漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令の規定による許可、免許その他の処分に基づいて当該採捕の事業を行うもの（その所属する団体が当該者に代わってこれらの特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行う場合にあっては、当該団体）に関するものに限る。）に関する事務　当該都道府県知事

二　法第三条第三項の規定による届出の受理（同条第二項の規定による前号に定める都道府県知事の通知を受けた者（第三項において「地域届出採捕者」という。）に関するものに限る。）に関する事務　当該都道府県知事

三　法第七条第一項の規定による勧告（その主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が一の都道府県の区域内のみにある者に関するものに限る。）に関する事務　当該都道府県の知事

四　法第七条第二項の規定による勧告（地域特定第一種水産動植物等取扱事業者に関するものに限る。）に関する事務　当該都道府県の知事

五　法第七条第一項又は第二項の規定による前二号に定める都道府県知事の勧告に係る同条第三項の規定による命令（その主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が当該都道府県知事の管轄する都道府県の区域内のみにある者に関するものに限る。）に関する事務　当該都道府県知事

六　法第八条第一項又は第二項の規定による届出の受理（地域特定第一種水産動植物等取扱事業者に関するものに限る。）に関する事務　当該都道府県の知事

七　法第十二条第一項の規定による特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求（法第十条の規定の施行に関するものを除く。）に関する事務　当該特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

八　法第十二条第一項の規定による特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査（法第十条の規定の施行に関するものを除く。）に関する事務　当該立入検査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事

2　前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3　都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第一号又は第二号に掲げる事務を行った場合であって、これらの事務に係る地域届出採捕者の主たる事務所又は工場、店舗、事業所若しくは倉庫が当該都道府県以外の都道府県の区域内にあるときは、農林水産省令で定めるところにより、その内容を次の各号に掲げる地域届出採捕者の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。

一　次号に掲げる地域届出採捕者以外の地域届出採捕者　農林水産大臣

二　地域届出採捕者であって、その主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が一の都道府県の区域内のみにあるもの　当該都道府県の知事